



労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定
～ 労使協定方式 ～

ダム管理業務 A

2025/03/31

株式会社 北開水エコンサルタント

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社北開水工コンサルタント（以下「甲」という。）と労働者の過半数を代表する者（以下「乙」という。）は労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先でダム管理業務 A（ダムの適正な管理を支援するため、ダム及び貯水池周辺巡視等の管理支援員）に従事する期間を定めないで雇用される従業員（以下「業務 A 員」という。）に適用する。

- 2 業務 A 員は、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、業務 A 員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 業務 A 員は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、出張旅費、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法・一般賃金）

第 3 条 業務 A 員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした表 1 のとおりとする。

（一）業務 A 員の比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）通達別添 1 に定める「測量技術者」とする。

（二）地域調整については、通達別添 3 に定める職業安定統計による地域指数「北海道」を用いるものとする。

（三）業務 A 員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、給与規程第 2 章第 2 節に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

（四）通勤手当については、基本給及び賞与等とは分離し、第 4 条（三）のとおりとする。

(五) 退職手当については、基本給及び賞与等とは分離し、第4条(四)のとおりとする。

(派遣労働者の賃金の決定方法)

第4条 業務A員の賃金は、次の各号に掲げる条件を満たした表1と表2のとおりとする。

(一) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(二) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする
(Aランク:10年 Bランク:3年 Cランク:0年)。

通達別添3に定める職業安定業務統計による地域指数「北海道」を用いる。

表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

職種別平均賃金	能力・経験年数	基準値(0)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
基準値に能力・経験調整指数を乗じた値:時給円 (1093測量技術者)		1,223	1,419	1,520	1,553	1,627	1,827	2,193
地域調整 地域指数 北海道	0.944	1,155	1,340	1,435	1,467	1,536	1,725	2,071

*能力・経験指数の年数は、派遣労働者の勤続年数を示すものではないため、派遣労働者が従事する業務の内容、難易度等が勤続何年目に相当するかを労使で判断する。

表2 対象従業員の基本給、賞与及び手当の額

等級	内容	通知職理 (1093測量技術者)	賃金時給 (円/h)	賞与 (円/h)	手当 (円/h)	合計額 時給(円/h)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (円)	対応する一般の労働者の能力・経験 (年)
Aランク	操作・監視及び資料作成支援等 操作と監視支援に加えて、水位と雨量等のダム管理データ収集、その他の施設管理(見学者への説明、広報行事)の支援	管理支援員	1,430	690	321	2,441 ~	1,725	10
Bランク	操作・監視支援2: 管理施設の操作支援、放流警報設備操作支援等の操作支援を要する、ダム内外点検巡視、管理支所点検と巡視	管理支援員	1,198	577	268	2,043 ~	1,467	3
Cランク	操作・監視支援1: 管理施設の機能、構造、状況を理解、放流通知の作成及び情報連絡管理設備に応じた①ダム内外点検巡視、②管理支所点検巡視	管理支援員	1,095	528	245	1,868 ~	1,155	0

≧

2 第8条の規定による業務A員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であつたとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、個人評価に基づいて昇給する。

(三) 業務A員の通勤手当は、給与規程自家用車通勤手当支給基準により相当する額を支給する。

(四) 退職手当については、退職金規程支給基準により次の各号に掲げる条件を満たした表 3 と表 4 のとおりとする。

- ①同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）と同額以上であること。
- ②同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）との対応関係は次のとおりとする。

表 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額 退職手当の関係										(支給率)
勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.70	1.40	2.90	4.90	7.00	9.20	11.30	12.90	-
	会社都合 退職	1.10	1.80	3.90	6.10	8.40	10.80	13.10	14.50	16.30

表 4 対象従業員の退職手当の額

対象従業員の退職手当の額										(支給率)
勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	1.44	2.40	6.00	9.92	16.80	27.00	33.00	36.00	38.00
	会社都合 退職	2.40	4.00	8.00	12.40	23.10	35.64	43.56	47.52	50.70

・退職金規程別表1による。退職金は勤続年数1年以上、自己都合の場合は勤続2年

Ⅱ V

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額 退職手当の関係(再掲)

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額 退職手当の関係(再掲)										(支給率)
勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.70	1.40	2.90	4.90	7.00	9.20	11.30	12.90	-
	会社都合 退職	1.10	1.80	3.90	6.10	8.40	10.80	13.10	14.50	16.30

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)における退職金(モデル退職金・大学卒)」に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.5%)を乗じた数値として適宜で定めたもの。

- 2 退職手当は勤続 1 年以上の社員が定年退職等の理由により退職した時は退職金を支給する。
ただし、自己都合により退職した時は勤続 2 年以上の場合に支給する。
- 3 退職金の計算は基礎となる額（退職時の基本給）に勤続年数に対応した支給率を乗じて算出する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第5条 基本給は、給与規程(第2章給与)に基づき決定するものとし、第4条に示す労働者の平均的な賃金額の条件を満たした賃金とする。また、勤務評価から高い遂行する能力があると認められた場合には、昇給及び昇格させる。

賞与は、給与規程(第3章賞与)に示す会社の事業成績ならびに各人の能力、勤務成績を人事評価等により評定し、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第6条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については従業員就業規則 第11章及び第12章の規程を適用する。

(教育訓練)

第7条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣キャリアアップ・教育訓練計画書」と従業員就業規則第11章に定める「令和7年度教育訓練計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和7年3月31日

甲 株式会社 北開水工コンサルタント

代表取締役 森田 康志



乙 株式会社 北開水工コンサルタント 本社

過半数代表者 松川 優一



以上